



碧南ロータリークラブ週報

第2281回例会 平成17年8月31日(水)

●会長 岡田 超勇 ●幹事 亀山 裕一 ●SAA 長田 豊治

■例会日 毎週水曜日 12:30 ■例会場 碧南商工会議所ホール

■事務局 碧南商工会議所内 〒447-8501 愛知県碧南市源氏神明町90

TEL<0566>41-1100 FAX<0566>48-1100

ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>

E-mail: info@hekinan-rc.jp

■会報委員 杉浦昌裕・角谷信二・清澤聰之・岡本明弘

超我の奉仕

2005~2006年度
国際ロータリーのテーマ



● 齊唱

ロータリーソング「手に手つないで」



岡田超勇会長

● 本日のメニュー

和風弁当 大正館

会長挨拶

皆様、ご承知の通り衆議院が解散されました。8月30日公示、選挙は9月11日です。

全国で1132名の方が立候補されています。今回は、新聞紙上およびテレビ放映で種々のことが言われております。今後日本の将来が大きく影響されるだいじな選挙だと思われます。私たちも積極的に参加し、是非自分の一票を必ず行使してもらいたいと思います。

8月26日に碧南市明るい選挙推進協議会にはじめて出席しました。今回の選挙の投票率を上げるために色々な方法が具体的に発表されました。

碧海5市の中でより高い投票率が得られるように努力をして頂きたいというのが、岡部会長の希望がありました。その中の資料より、碧南市では現在投票所は全部で19ヶ所あります。少しご報告しますと、平成13年の参議院選挙は碧南の投票率が58.08%、県下では54.27%、それで碧南市の投票率の一番よかったですは、棚尾ふれあい館、次に大浜公民館、3番目が西端下区民館だそうです。

平成15年衆議院選挙は、碧南の投票率66.51%、県下59.30%、市内では鷺塚公民館、大浜小学校、大浜公民館の順です。

平成16年参議院選挙は、碧南56.05%、県下54.55%、市内では大浜公民館、大浜小学校、西端下区民館となってます。

9月11日には必ず投票に行って頂きたいと思います。

幹事報告

- ・他クラブの例会変更等は別紙幹事報告の通りです。
- ・本日メールボックスに来たる9/27知立出雲殿で開催されます4クラブ合同ガバナー公式訪問の案内を入れさせて頂きました。
- ホストクラブの準備の都合上9/7までに出欠の回答を提出頂きます様にお願い致します。尚、ホストの高浜クラブより服装はクールビスで可との連絡がありましたが、各自のご判断でお願い致します。



亀山裕一幹事

- ・次週9/7はガバナー補佐訪問です。こちらは当クラブの例会服装でお願い致します。役員・理事・各委員長さんは例会終了後クラブ協議会を開催致しますのでご出席下さい。尚、当日ご都合の悪い委員長さんは必ず代理出席の手配をお願い致します。
- ・次週はガバナー補佐訪問の為、9月の理事会は予定表通り9/14となります。お間違の無い様にお願い致します。
- ・「ロータリー入門書」の2005~06年最新版ができました。昨年のRI理事会、規定審議会に於ける大幅な変更が記載された改訂版です。購入ご希望(700円)の方は事務局にお申込み下さい。

委員会報告

〈出席奨励委員会〉

総会員数 77名 (内出席免除者 15名) 出席者 66名	
出席対象者 54/62名	出席率 87.10%
欠席者11名(病欠者0名)	前々回修正出席率 98.39%

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

〈ニコボックス委員会〉

- 杉浦 健次君 } 西端区碧南市合併50周年記念事業がお陰様で、好天に恵まれ無事に挙行できま
原田 達八君 } した。ありがとうございました。
犬塚 敦統君 8月30日加藤良邦さんお世話になりました。ありがとうございます。
長田 豊治君 藤井達吉翁追弔法要鶴頭忌を毘沙門天妙福寺さんで8月27日に開催しました。
多くのメンバーにご参加頂き盛大な会となり有り難うございました。
森田 雅也君 本日卓話させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
榎原 健君 碧南サッカー少年団のサマーカップ2005が県外、県内16チームを招待して行いました。無事終了する事が出来ました。

卓話

「25分でわかる新会社法」

—オーナー企業に使える部分— 森田雅也君

I. 株式会社は何が変わったか

1. 機関設計編

(1) ポイント

- ①株式会社と有限会社を一体化（有限会社法を廃止）させたため、
譲渡制限株式会社に従来の有限会社の役割を持たせる。

- 公開会社 = 譲渡制限株式会社以外の会社
- 非公開会社 = 譲渡制限株式会社

譲渡制限株式会社とは、

譲渡について株主総会または取締役会の承認を必要とする株式会社

好ましくない相続人の承継を防ぐ規定もできた（株式会社の売渡請求権）

(2) 取締役

- ①員数は原則 3人以上

譲渡制限株式会社で、取締役会を設置しない場合は、1人以上

- ②任期は原則 2年

譲渡制限株式会社では、定款で、最長10年までOK

- ③譲渡制限株式会社では、定款で、株主に限定できる

(3) 監査役

- ①譲渡制限株式会社に限り、設置省略可



森田雅也君

②任期は原則 4年

譲渡制限株式会社では、定款で、最長10年までOK

③原則は業務監査権限 + 会計監査権限

譲渡制限株式会社では、定款で、会計監査権限のみとできる

(4) 機関設計のまとめ

株式譲渡制限の別	取締役会	機 関 設 計	
譲渡制限株式会社 (非公開会社)	非設置	大会社以外	株主総会+取締役 株主総会+取締役+監査役 株主総会+取締役+会計参与
		大 会 社	株主総会+取締役+監査役+会計監査人
		大会社以外	株主総会+取締役会+監査役 株主総会+取締役会+監査役会 株主総会+取締役会+監査役+会計監査人 株主総会+取締役会+監査役会+会計監査人
	設 置	大 会 社	株主総会+取締役会+監査役+会計監査人 株主総会+取締役会+監査役会+会計監査人 株主総会+3委員会+会計監査人
		大会社以外	株主総会+取締役会+監査役 株主総会+取締役会+監査役会 株主総会+取締役会+監査役+会計監査人 株主総会+取締役会+監査役会+会計監査人 株主総会+3委員会+会計監査人
		大 会 社	株主総会+取締役会+監査役会+会計監査人 株主総会+3委員会+会計監査人
譲渡制限株式会社 以外の会社 (公開会社)	設 置		

※会計参与は原則としていずれの会社にも任意で設置できる

2. 設立編

(1) 最低資本金規制撤廃

最初に、300万円や1000万円を必要としない

ただし、純資産額300万円未満では、配当等ができない

(2) 払込保管証明が不要、残高証明でOK

資本金が翌日から使える

(3) 類似商号規制撤廃

同一の所在場所での同一の商号の登記を禁止（同一市町村ではない）

ただし、不正目的で営業主体を誤認させる商号の使用禁止

(4) 金銭以外の財産の出資（現物出資）

現物出資は原則、検査役の調査が必要（増資のときも同様）

省略できる場合

①500万円以下の現物出資

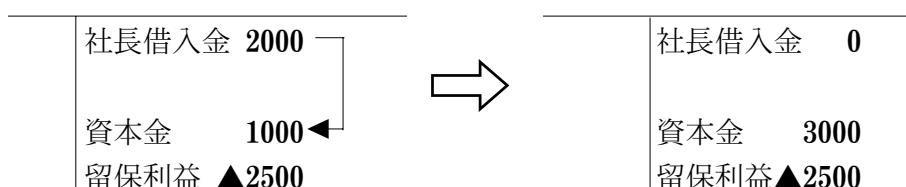
②市場価格のある有価証券での出資

③D E Sによる出資

D E Sとは

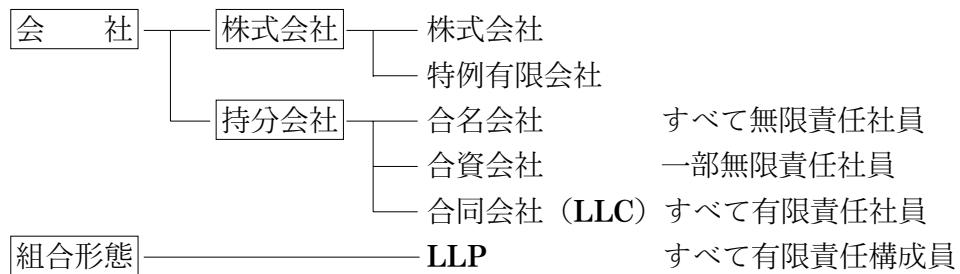
デッド・エクイティ・スワップ（金銭債権の現物出資）

たとえば、社長借入金を資本金に振り替えるケース



II. 新しい会社類型

1. 全体



2. 特例有限会社とは

- ①会社法で、有限会社と同様な機関を可能としたため、有限会社法は廃止
- ④現行の有限会社は、特例有限会社（会社法上の株式会社）として存続
- ⑤そのままで行くか、株式会社へ変更するか
 - (参考) しかし、有限会社のメリット … 役員の任期がない
公告がいらない
- ④株式会社への変更 … 定款変更+商号変更手続

3. 合同会社（日本版LLC）とは

- ①社員1人でもOK、すべて有限責任
- ②会社も社員になれる
- ③知的財産活用型の会社
 - 産学共同事業、ジョイントベンチャー、共同研究などに有用
- ④定款自治制度
 - 定款により、出資額にとらわれない損益配分も可能
 - ただし、税務上の恩典はない（LLPとは異なる）

4. 組織変更

- ①有限会社から株式会社…組織変更ではない（定款変更）
- ②持分会社から株式会社…所定手続で可能となる
- ③株式会社から持分会社…所定手続で可能となる
- ④歴史ある許認可番号が変えられなかったり、含み資産が多かったりで株式会社にできなかった場合には今後有効となる
- ⑤法人税法では 原則 これだけで課税関係は発生しない
 - 資産の評価益計上ができる → 繰越欠損会社などには使える

次回例会案内 平成17年9月14日（水）

「青少年活動の助成金贈呈及び活動報告」

碧南市スポーツ少年団・碧南市スカウト育成連絡協議会